

論文

ナショナルアイデンティティとしての自由民主主義

——現代日本の課題を M・イグナティエフを通じて読み解く——

森田明彦*

第1章 課題の設定と方法論の提示

2001年9月11日同時多発テロ以後の米国によるアフガニスタン、イラクへの武力行使は世界中に深刻な影響を与えている。日本も、2003年12月、重装備自衛隊のイラク派遣を決定、戦後一貫して維持してきた専守防衛の立場を放棄し、北東アジア諸国に対して大きな波紋を投げかけたが、この日本の軍事政策の大転換は歴史的な背景を踏まえて理解する必要がある。

1955年以降確立した日米安保体制の下で経済的な利益の追求に専念してきた日本は、吉田茂元首相が選択したこの外交政策が1940年代から50年代にかけての冷厳な国際情勢と当時の日本の国力の下でなされた厳しい選択であったことを忘却し、自国の置かれた国際環境を次第に所与のものとし始め、いわゆる「平和ボケ」の状態へと落ち込んでいった。永井陽之助は、1966年当時、既に「日本人の対米依存は、ほとんど無意識の状態にまで達している」最終的に米国は日本を見捨てないという安心感のうちにアグラをかいていると批判している（永井陽之助、1967: 118）。

しかし、永井が指摘するように戦後の急激な

経済成長の下で日本国民の多くが人間として生きることの意味づけ、民族的な誇りを求める実存的欲求を抑圧してきたことも事実である（永井陽之助、1967: 174）。近年話題となった「新しい歴史教科書を作る会」への参加者が、小熊英二が指摘するように伝統的な右派思想の持ち主などではなく、「ある種の不安と空虚さを抱えながら、いわば東の間の解放感と安定感を求め」る人々であったことは、この事実を裏書している（小熊英二、2004: 8）

満たされない民族的誇りは、自衛隊のイラク派遣、北朝鮮に対する経済制裁に対する支持等に捌け口を見出したのである。とりわけ、戦争体験世代が減少し、若い世代を中心に国民の中に戦争への感覚的嫌悪感が失われていく中で、一見強硬な対外政策は容易に国民的支持を集めることが出来るようになった（吉田裕、2005: 279-284）。

さらに、戦後、東西冷戦が深刻化するなかで米国が日本を「アジアのスイス」から「防共体制の前線基地」へと転換すべく、その復興を促進するために厳しい戦争責任追求を控え、さらに東アジアの被侵略国政府に対しても対日賠償要求を抑制させた上でサンフランシスコ平和条

*早稲田大学大学院社会科学研究科 学士後期課程4年

約の調印を実現させたことは、日本国内における戦争責任の清算を中途半端なものにし、侵略国家としての日本の責任を戦後世代に対して語り継ぐ教育活動を急速に風化させ、90年代以降の日本の右傾化傾向を促進する要因となっている（小熊英二，2003: 447-498）。

現代日本の政治状況は、戦後日本が経済復興のために先送りにしてきた国民的な精神的課題によって惹起されたものなのである。近年、靖国問題、憲法改正問題等が国民的議論の俎上に上がった背景には、国民レベルでのナショナルアイデンティティ探しが緊要の課題となってきたという事実があることを踏まえる必要がある。冷戦後特に顕著になったグローバリゼーションの圧力が日本の護送船団方式と呼ばれた経済体制をより自由主義的なものに変革する方向に働いている結果人々の不安が高まっていること、北東アジア情勢の緊迫化が戦争責任を含む日本の近現代史の振り返りを国民一人ひとりに迫っていることも、この傾向を加速している。

一方、現在の米国で支配的となった保守主義的潮流も、歴史的文脈の中で捉える必要がある。古矢旬が指摘するように、今日のネオコンを含む保守主義的潮流は90年代以降突然生まれたものではない。60年代のヴェトナム戦争における敗北が当時のニューディール民主党リベラル派への国民的支持を凋落させ、その過程で生み出された個人主義的で快楽主義的な文化的リベラリズムが70年代に米国の保守層に対して米国社会における共同性を支える道徳的基盤が崩壊しつつあるという恐怖感を与え、ヴェトナム戦争で傷ついた国民的誇りを取り戻そうとする国民感情がキリスト教的倫理の復活と新自由主

義的経済政策と政治的保守主義を支持する80年代以降の米国の政治潮流を生み出したのである（古矢旬，2004: 155-179）。

日米両国とも、現在、それぞれの歴史的背景を持つ精神的課題の解決を迫られていると言えるであろう。

イグナティエフは、亡命ロシア貴族の末裔として1947年にカナダで生まれたカナダ国籍者であるが、9・11直後に書いた論文の中でカナダに対する愛情とは別の意味で米国を愛していると明言し、米国の自由民主主義へのコミットメントが米国国民ではない自分のような者にすら米国に対する信心を引き起こすのであると述べている（M・イグナエイエフ，2002: 65-67）このイグナティエフは、米国のイラクへの武力行使を容認して国際的な議論を引きこしたが、一方で最新著『米国の例外主義と人権』においては、米国が自由民主主義と人権を国際的に普及させることを国家理念に掲げる一方で、国際的な人権基準に従うことを拒否する例外主義をとっていることを指摘し、そのような例外主義が米国に対する国際的な信頼を損なっていると批判している。

本論文では、イグナティエフの思想を辿り、ナショナルアイデンティティの中に自由民主主義を如何に組み込むのかという歴史的課題に直面する現代日本が、イグナティエフの思索からいかなる示唆を得ることが出来るかを考えることとしたい。第2章では、イグナティエフの基本的な思想的立場を初期の作品である『ニーズ・オブ・ストレンジャー』に基づき明らかにする（M. Ignatieff, 1984）。第3章では、コソボ戦争、米国によるアフガニスタン、イラクへの武力行使を巡り、イグナティエフの思索はどの

ように展開されたのか、を『ヴァーチャル・ウォー』『次善の悪』『米国の例外主義と人権』に基づき明らかにする (M. Ignatieff, 2000, 2004, 2005)。第4章では、イグナティエフの論考を踏まえ、現代日本が取り組むべき問題は何かを考えてみたい。

第2章 イグナティエフの思想

第1節 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』

に見るイグナティエフの思想

イグナティエフは、18世紀スコットランド啓蒙思想の研究者として出発し、1983年には『『国富論』におけるニーズと正義』(M. Ignatieff, 1983) という共著論文を発表、1984年には同論文の成果を生かして現代先進国における高度福祉社会が孕む矛盾を解明した『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』(M. Ignatieff, 1984) を発表している。同書は、イグナティエフが、1986年にジャーナリストに転進する以前の作品であり、イグナティエフの思想を明らかにする上で最も基本的な作品である。

同書においてイグナティエフが取り上げたのはニード(ズ)の言語と権利の言語の関係である。イグナティエフはニードと権利という二つの言語を対比させることによって、「ある個人の権利は満たされているにもかかわらず、人間的尊厳が侵害されていることがあるのはなぜか」を説明する。ニードとは「衣食住、暖かさ及び医療介護などの人間の生存維持に必要な基礎的必需品」だけではなく、「ある人が潜在能力を十全に発揮して生きるために必要なもの」である。「飢えは、世界のどこに行っても飢えである」ように、わたしたちが「言語や文化、伝統、歴史を越えた人類という一生物種として、共有

している」ニードがある一方、ある個人をその人たらしめている個性・性格、来歴、社会的な立場—を生み出すニードは、一人一人異なっており、これらの「ニードを表現する言語体系はいずれも歴史的な産物であり、それゆえに特定の伝統文化と結びついた相対的なもの」である。特定の伝統文化に結びついたニードには共同体への帰属を求めるニード、精神的慰謝を求めるニード、ケアと配慮を求めるニードなどがある (M. Ignatieff, 1984: 10-11)。

イグナティエフは、「権利言語は、個人が集団に向けて、あるいは集団に抗してかかげるかも知れない諸要求を言い表わすための豊かな土着語」ではあるが、「個人のニーズを表現する一手段としては貧弱」なものであると述べている (M. Ignatieff, 1984: 13)。

本書において、イグナティエフは、先ずシェイクスピアの『リア王』を引用しつつ、2つのことを明らかにする。第一に、人は自らのニーズ、自分が何を本当に必要としているのか、を常に全て知っているわけではないということ (M. Ignatieff, 1984: 20)。第二に、ある人のニーズとは、その人の人格、来歴などによって生まれる差異によって形成されるものであり、それらのニーズこそ、ある特定の個人を、その人たらしめているものなのだということである (M. Ignatieff, 1984: 29)。

そして、この固有のニーズが無視され、「衣装を剥ぎとれば、あわれな裸の二本足の動物」にすぎない人間の基礎的ニーズのみしか持てない状況、いわゆる人間が全く普遍的なヒトとして扱われる状況として、イグナティエフは、荒野にあるさびれ果てたあばら屋において対峙する乞食と狂えるリア王を取り上げる。権威を失

い、部下を失い、領土を失った元国王と、ぼろを着をまとった乞食を対等な立場に置くことによって、人間にとって必要なものは何か、をイグナティエフは明らかにするのである。

イグナティエフは次にアウグスティヌスを取り上げる (M. Ignatieff, 1984: 55-79)。人間は神の創造物であり、神に似せて理性を与えられた特別な存在であるという哲学を基本とするキリスト教社会では、精神世界と物質世界は画然と分けられている。その二元論は、神の絶対性という前提から生まれている。肉体とその物質的欲求で代表されるこの世の物質的現象は忌むべき罪の対象であり、崇高な精神は物質世界とは隔絶した世界にあり、その究極に神が存在するというのがキリスト教的世界観である。この二元論的世界観に基づくと、人間には選択する自由と、なされた自由が正しい選択であると知ることから生じる自由、という2種類の自由があることになる。選択の自由は物質界に身を置く肉体的存在である人間が持つものであり、その選択が正しいという確信を与えられるのは神＝精神世界のみであるというのが、この2つの自由論の前提となっている二元論的世界観なのだ。

イグナティエフがここで述べようとしていることは、西欧社会で生まれた「近代化」は、神の死を宣告したが故に人間から第二の自由を奪い、その結果人間には第一の自由しか許されず、したがって自分の決定は正しいという確信を懐くことによって与えられるはずの精神的安定からは見離されているということである。これが「神のいない世俗社会における道徳、倫理は如何に可能か」という問いが、近代化以後の西欧社会の中心的な思想的課題となった理由で

ある。

この問いに対して、イグナティエフはデイヴィッド・ヒュームを引用しつつ答えようとする (M. Ignatieff, 1984: 81-103)。1776年に亡くなったヒュームは、イグナティエフによれば「おそらくキリスト教を社会理論から排除した最初の自由主義者」である。イグナティエフによると、ヒュームは神の存在は否定するが、道徳に関する懐疑論者ではなく、人間的道徳は子どもへの愛情のような自然的ニーズと他人の財産の尊重などの社会的ニーズに対する人間の信念に基づくという意味で確固たる基礎づけを持っていた (M. Ignatieff, 1984: 92-93)。

このヒュームの考えに対してイグナティエフは疑問を投げかける。

イグナティエフの第一の疑問は、「道徳上の徳というものが必要不可欠さについての共通の合意に依存するとすれば、ニードの限界を不断に押し広げつつあるような社会において、いったい道徳的な徳は可能なのだろうか」というものである。イグナティエフは、人間の権力と富に対する欲求、いわゆる物質的ニードの不断の拡大こそ、多くの人々がみじめにも貧乏である前資本主義経済の社会から、貧民ですら前近代社会の人々が獲得できるよりも多くの分け前を得ることができる近代社会へと導く進歩の原動力なのであるとするアダム・スミスの主張に賛同し、不断に拡大するニードを原動力とする近代社会において、物質的、精神的ニードを理性的に拒絶することが道徳の基本であるとするならば、近代社会では、そのような拒絶は不可能ではないか、と問いかけるのだ (M. Ignatieff, 1984: 93)。

第二に、イグナティエフは、生きて死んでゆ

く普通の人間には「形而上的慰謝」「宗教的慰謝」など不要であるというヒュームの無神論に対して、宗教的慰謝を求めるニードは人間だけが「自己を自然界から、そして自分自身から疎外されているということを実感できる」存在であるという事実から生まれてきている、と反論する (M. Ignatieff, 1984: 98)。

「神なき近代社会における正義あるいは道徳は可能なのか」という日本人にはあまり切迫感の感じられないこの問いが、一神教的二元論の世界観を共有する人々にとって如何に切迫した課題か、をイグナティエフは明かにしている。

次に、イグナティエフは、分業の進展により人々をお互いに知ることのない「見知らぬ他人 (ストレンジャーズ)」同士とした近代社会において、富の不平等を是正しようとする社会的意識は、どのようにして生まれ得るのかを考察する (M. Ignatieff, 1984: 105-131)。

イグナティエフは、教育を通じて共通の信念を再生産することによって分業によってばらばらになった社会的紐帯を縫い直すことができるとするスミスの考えを成功する見込みのない賭けであると述べている (M. Ignatieff, 1984: 119-120)。人間は社会的分業による余剰生産物の発生のおかげで貧困から解放されるとともに自然の自己愛を失い、他者との比較、競争によって自分のアイデンティティを確認する以外に術のなくなった近代人にとって経済成長の生み出す社会的不平等を制限するような社会的共同意識を取り戻すことは出来ない、とイグナティエフは考える (M. Ignatieff, 1984: 120-121)。

また、イグナティエフは、同様に「共産主義社会では、商品の物神性と賃労働による疎外を克服できる」というマルクスの理論を否定す

る。人間のニーズが無限である以上、生産手段を国有化したからといって、富を求める人間の欲望の方向が物から自己陶冶へ転換するなどということは期待できないし、実際に社会主義の実験は自然的な欠乏から人間を解放したと同時に党の特権階級と特権制度を通じた社会的欠乏を生み出したというのがイグナティエフの観察なのである (M. Ignatieff, 1984: 125-127)。

最後に、イグナティエフは「わたしたちのニーズを満たしてくれる経済は地球規模となったにもかかわらず、これらのニーズの速度と発展をコントロールしようとする政治体はまだまだ国家規模にとどまっている」現代社会、いわゆる「近代後期」において、どのような「社会道徳」が可能なのか、という問いに向かう (M. Ignatieff, 1984: 129)。

イグナティエフは、現代国家というものが個人の自由への不断の侵入を行うのは、わたしたちの (国家) 選択の自由に対するコミットメントに基づいているという逆説的事実を示し、現代福祉国家は個人の自由と公共の福祉という2つの二律背反的課題を調停しようとする試みであることを認め、さらに何かに帰属することを求める人々のニードが国家を対象とすることの危険を20世紀における2回の世界大戦の結果を示して我々に思い出させる一方で、国家だけが個人に平和と安全を提供できる装置であることを指摘する (M. Ignatieff, 1984: 136-139)。

その上で、イグナティエフは3つの重要な事実を提示する。第一に、ニーズの言語には、わたしたちの相矛盾する複数の善を調和させる力はないこと (M. Ignatieff, 1984: 137)。第二に、経済のグローバル化は国家の問題解決能力を低下させることにより、国家の政治的役割・意味

を次第に失わせつつあること (M. Ignatieff, 1984: 139)。第三に、我々の何かに帰属したいというニーズの象徴である「我が家」「故郷」といったものは、現代においては既にすべて束の間のものとなっているにもかかわらず、我々は、依然、「小さな馴れ親しんだ場所に根を下ろすこと」を帰属することだとする過去の意識に囚われていること (M. Ignatieff, 1984: 141)。

そして、現代に生きる我々にとって必要なのは、正義と自由、それらと折り合いがつけられるかぎりでの連帯、そして今わたしたちが現に今どのように生きているのかを知り表現するための言語なのだといグナティエフは結論する (M. Ignatieff, 1984: 141-142)。

第2節 イグナティエフの思想の特徴—多角的リベラリズム

イグナティエフは私有財産制度に基づく市場経済だけが技術革新と経済成長に必要なインセンティブを与えられるというスミスの考え方を基本的に支持している⁽¹⁾ (M. Ignatieff, 1984: 113)。

その上で、イグナティエフは個人をその人たらしめている多様なニーズは、権利の実現によってのみでは充足できないという権利言語の限界を指摘する。しかし、同時にイグナティエフは、ニーズという言葉にも人間が有する複数の善の間の対立を克服する力はないという事実を見落とさない。イグナティエフは、個々人はそれぞれ異なったニーズを持つこと、そしてリベラルな政治的信条とは、公的な権限事項とされるニーズと私的な自我に充足を任せられるべきニーズのあいだに一線を画することであると主張する (M. Ignatieff, 1984: 135)。

今日、イグナティエフは人権規範の普遍性を唱導する人権派と見なされることが多いが、イグナティエフは権利ないしニーズという言葉を持つ限界性を十分に認識した上で、それぞれの言語がどのような局面で有効か、を冷静に観察し検討しているのである。

このイグナティエフの立場は、アイザイア・バーリンの多元的自由主義に通じるものである。イグナティエフは、バーリンは「道徳的多様性を含む多様性は人類というあり方 (constitution) に組み込まれている」「そのような差異は人間的な地平 (human horizon) に留まる限り、尊重される資格があり、自由という体制によって保障されるべきなのである」 (M. Ignatieff, 1998: 285) と主張したと述べているが、イグナティエフの権利、ニーズに対する抑制された姿勢も、このバーリンの多元主義の系譜に属するものと言えるであろう。

但し、イグナティエフは単なる懐疑論者ではない。イグナティエフは、バーリンを「人々がそれぞれのいづく生の究極的な目的についてお互いに同意することが出来ない場合、それらの対立を裁定することを最も可能とするのは人々の自由を尊重する制度である。なぜなら、自由という条件のみが、自由な社会生活を維持することを可能とするために必要な諸価値の間の妥協を可能とする」ことを初めて主張した人物であると紹介している (M. Ignatieff, 1998: 286)。この自由に対する信頼はイグナティエフの基本的信条でもあり、コンボ戦争やイラク戦争に対するイグナティエフの評価はこの立場から最も整合的に説明できるように思われる。

第3章 90年代以降のイグナティエフ

イグナティエフは1986年にジャーナリズムの世界に転進、1993年にBBCのレポーターとして旧ユーゴ、ドイツ、ウクライナ、ケベック、クルディスタン、北アイルランドにおける民族紛争を取材し、TVドキュメンタリー『民族はなぜ殺し合うのか』を制作、同名の著書を同年末に発表、その後セルビア、クロアチア、ボスニア、ルワンダ、ブルンジ、アンゴラ、アフガニスタンにおける民族紛争の現場を訪れ、1998年にはその体験に基づく『仁義なき戦場』を発表した。2000年にはコソボ戦争を巡る論考である『ヴァーチャル・ウォー』、2001年には現代人権問題を取り上げた『政治、偶像としての人権』を発表した⁽²⁾。イグナティエフは、9・11とその後の米国の軍事行動についても躊躇することなく取り組み、2003年には米国による対イラク武力行使に対する支持を表明、大きな議論を呼び起した。その後も同年に『軽い帝国』、2004年には『次善の悪』、そして2005年には『米国の例外主義と人権』を発表、実践的思想家として自らの政治的立場を明らかにしつつ、現代世界における米国とその政策の意味について思索を続けている。

第1節 合法性と正当性—『ヴァーチャル・ウォー』

イグナティエフは、『ヴァーチャル・ウォー』の日本語訳に寄せた2003年2月付の序文において「日本のような国々は、大国による不当な侵略にお墨付きをあたえるという危険を冒してまでもならず者国家に対する武力行使を支持するのか、それとも究極的には自国の生存を脅かし

かねないまでにならず者国家がその戦闘能力を強大化するのを容認するのか、そのあいだで苦痛にみちた選択をしなければならない」(M・イグナティエフ、2003: vii)と述べている。

イグナティエフは、2000年にコソボに関する独立国際調査団のメンバーを務めたが、この調査団は「コソボ作戦は国際法のもとでは厳密に言えば違法であったが、道徳的観点からいけば正当であり必要でさえあった」との結論を下した(M・イグナティエフ、2003: v)。

イグナティエフはイラクに対する米国の武力行使についても、その結果イラクのバース党支配が転覆されたことは正しいとする立場を貫いている(M. Ignatieff, 2005: 23)。

このイグナティエフの主張の思想的根拠に明らかにしているのが『ヴァーチャル・ウォー』第3章に収められた英国の貴族院議員ロバート・スキデルスキー⁽³⁾との論争である。

同論争において、イグナティエフは国際社会における国家主権の不可侵性を尊重するスキデルスキーと対比して、自らの立場を「国家に権利や訴追免除があるように個人にもそれらがある」と考える「国際主義者(internationalist)」であると述べている。国際主義者とは、イグナティエフによれば「迫害された個人もしくは国民集団がすべての救済策を尽くして、なおかつ自国内でのいわれのない攻撃の前で防衛の手だてもなく立ちつくすとき」、彼らには軍事的支援を受ける権利があると考えた立場である(M. Ignatieff, 2000: 82)。

さらに、イグナティエフは、「いくつもの価値が相争う世界にあって、非介入は良好な(そして平和な)国際間関係のために唯一の確実な基盤を提供する」(M. Ignatieff, 2000: 80)とする

スキデルスキーの文化相対主義に対して、「拷問、レイプ、集団殺戮、および強制追放は国際人道法に違反する行為であることを、あらゆる国家が正式に認めて」おり、われわれは文化的に相対的な道德世界に住んでいるわけではないと反論している。つまり、イグナティエフは、文化を超えた人権規範の有効性を信じ、同規範に基づく介入は正当性を持つと主張しているのである。

但し、イグナティエフは「人権という論拠はトランプの切り札のようなものではなく」「熟慮と配慮によって抑制されないかぎり、人権の帝国主義、人権を国益の隠れ蓑としてのみ利用する大国の抑制なき武力行使を正当化することになる」ことを十分に認識している（M・イグナティエフ, 2003: ix）。さらに、イグナティエフは「(権利は) 個人が個人として必要としているものを完全に数え上げるものではない」という権利という言葉の限界も踏まえている（M・イグナティエフ, 1999: 5-6）。

イグナティエフは、アイザイア・バーリンの多元主義を説明する際に、バーリンの多元主義は単なる相対主義とは異なったものであり、様々な価値体系の間の相違を認めつつ、いずれの体系も人間のニードと目的に言及していること、その意味で「人間の地平 (human horizon)」の範囲内に留まっているという前提を共有していることを承認する思想であると述べている（M. Ignatieff, 1998: 285）。イグナティエフの思想的立場も、バーリンの多元主義自由主義の系譜にあるものと言えるであろう。

第2節 自由と安全—『次善の悪』

民主主義社会は、政治は暴力から自由でなけ

ればならないという（民主主義社会の）信念を守るためにテロリズムと対決する。しかし、テロリズムを打ち負かすには暴力が必要である。同時に強制 (coercion)、欺き (deception)、秘密主義 (secrecy) も必要とされる。民主主義は自らが擁護する価値を破壊せずに、如何にこれらの手段に訴えることができるのだろうか。民主主義社会は、どうしたら暴力的手段を行使しつつ、暴力からの自由という基底価値を守ることができるのだろうか (M. Ignatieff, 2004: vii)。イグナティエフは、9・11とその後の世界情勢が提起したこの問いに対して「次善の悪」論を展開する。「次善の悪」論とは、テロとの戦いのために取られる暴力、強制などの手段はあくまで「悪」であるが、一定の条件で許容されるという主張である。

イグナティエフによれば、民主主義とテロリストとの戦いは異なった思想の間の戦いなのである⁽⁴⁾。したがって、イグナティエフはテロとの戦いには倫理的反省は無用であるとするシニシズムを否定する。しかし、イグナティエフは同時に自由民主主義を標榜する国家は道徳的に怪しげな手段に関わるべきではないという絶対的道德主義である卓越主義 (perfectionism) もテロリストの攻撃の前にわれわれを無防備に放置するという意味で生存の権利を侵害するという矛盾をかかえていると批判する (M. Ignatieff, 2004: 19-21)。

「次善の悪」論は、人命を救うために他の人命を奪わなければならないことがあること、対テロ作戦においては完全に民主的な情報公開や透明性を確保することは不可能であること、指導者が常に真実を語ることは望ましくないこともあること、少数者の自由を一時的に制限するこ

となしに多数者の自由を守ることは常に可能ではないことを容認する (M. Ignatieff, 2004: 21)。しかし、「次善の悪」論は、これらの行為が「悪」であること、そして「次善の悪」がより巨大な悪になることを制限する手段が民主主義にあると主張するのである。イグナティエフは最も基本的なそのような手段として立法府、司法および自由な報道機関による「反対者の立場に立つ審査 (adversarial review)」を挙げる。イグナティエフによれば、緊急事態においては政府指導者を信じる以外に選択肢はないが、自由と安全のバランスを如何にとるかという長期的な課題を決定する際に政府指導者を信じることは間違いであり、これらの長期的な課題を決定するためには、様々な制度 (institutions) を通じた民主的な熟議 (deliberation) をより信頼すべきであると主張する。反対者に対する正当化の論証は、価値観の対立に関するこの種の問題に対する適切な公的判断を下す上で常に存在する本質的な困難に対して何世紀にもわたって発展させられてきた制度であることをイグナティエフは強調する (M. Ignatieff, 2004: 1-2)。

「次善の悪」論は、また、テロ行為から人々の命を守ることは重要であり、そのために特定個人の権利を制限することを容認するが、被害を最小限にとどめるために必然性が正当化するものと、尊厳の倫理が正当化するもの間に明確な区別を設け、必然性による正当化が必要な手段の倫理的な問題性を無効にさせないことを求める。つまり、「次善の悪」論は、テロという緊急事態においても権利に対する必要性の絶対的優位を容認しない立場なのである (M. Ignatieff, 2004: 8)。イグナティエフは、特定の市民的、政治的権利は単なる司法上の請求権で

はなく、人間の特別な、そして平等な道徳的立場を尊重するという道徳的要求を体現していると考える。したがって、緊急事態における権利の制限が法の支配と権利の正統性に対する信頼を損なうのではないかと疑問に対しても、イグナティエフは法の支配と権利の正当性は、その普遍性ではなく道徳性にあると反論するのである (M. Ignatieff, 2004: 34-36)。

イグナティエフは、同様な観点から人権とは国家の法が気違いじみたものとなったとき、それが正しくないことを主張する独立した道徳的基準を人々に与える企てとして現れたものであると主張する (M. Ignatieff, 2004: 44)。

イグナティエフは、また、人権は不可分のものであるという主張と緊急事態においても全ての権利が重要であるという主張は異なったものであることを明らかにする。民主主義体制がファシズムや全体主義に転落する危険は、民主的権利を一時停止する十分な理由となる。しかし、集会・結社、表現の自由がなければ、自由な市民が彼らの友人を拷問、理由のない拘束、懲役刑、裁判無しの処刑から守ることは出来ない。つまり、制限可能な権利の行使は、制限不可能な権利の擁護のために不可欠なのである。権利はこのような相互依存関係にあるという意味で不可分なのである (M. Ignatieff, 2004: 46-47)。したがって、特定の権利の一時的制限は、その制限が多数者の安全に生きる権利を強化するということが証明されない限り、正当化されない。つまり、法の支配が必要とするのは普遍性ではなくて、公的な正当化なのである。問題は特定の市民的自由が緊急事態において制限され得るかどうかわけではなく、それらの制限が隠密裏かつ恣意的に行われたのか、立法府の審査を

経て選挙民に対して十分な理由をもって正当化されたか、そして完全な司法の審査を経たかどうかなのである (M. Ignatieff, 2004: 49-50)。法の支配に対する例外は、その例外措置が反対者の立場に立つ審査を受けること、そしてその例外措置の対象がきわめて限定的で特定されている限りにおいて法の価値を減ずるものとはならないとイグナティエフは主張する。

さらに、イグナティエフは、例外措置の正当化が審査される機関はテロ攻撃にさらされた立憲国家内に限られないと主張する。米国政府が非米国民を拘束し、米国国境を越えて戦争を遂行している以上、国際法が適用され、対立者の立場による審査は米国内の法廷や立法府だけではなく、国際人権条約機関によっても行われる必要があるのである (M. Ignatieff, 2004: 50-51)。

一方、イグナティエフはリンカーン大統領やケネディ大統領の暗殺後も政府は通常通り機能し続けたという史実を引用し、9・11と比較されるべきは1945年の真珠湾攻撃ではなく、比較的ささいな安全保障上の脅威に対する不必要な過大視と狼狽の典型とみなされている1919年の「赤の恐怖 (red scare)」事件⁽⁵⁾であると主張している。

このようなイグナティエフの「次善の悪」論は、人権尊重の立場に基づきつつ、現実を踏まえて提起された実践的な理論であると評価することが出来るであろう。

もちろん、本書におけるイグナティエフの洞察や主張にはいくつかの問題点がある。例えば、イグナティエフは立憲民主主義体制に攻撃を企てるテロリストの意図は民主主義体制の脆弱さをその政治指導者と選挙民に知らしめるこ

とであると述べているが (M. Ignatieff, 2004: 80)、9・11の背景には世界的な富と権力の不均衡と、その中で周縁化された人々の先進諸国に対する累積された不満があることは明らかであり、イグナティエフはこの問題を十分には認識していない。また、国際テロリストによる大量破壊兵器保有の脅威に言及した箇所でも、大量破壊兵器によるテロは従来型の「高頻度—小被害」というテロ行為の性格を「低頻度—破滅的被害」なものに転換するであろうと予測しつつ、大量破壊兵器による頻発的な (recurrent) テロ行為は自由民主主義体制を崩壊させると警告し、その仮定に立ってアルカイダのような国際テロリスト集団に対する断固たる措置を主張している (M. Ignatieff, 2004: 152-153)。この点は、イグナティエフ自身が9・11を1919年の「赤の恐怖 (red scare)」事件と類似した性格を持つものとして考えていることと必ずしも整合的ではないように思われる。

しかし、論者は本書におけるイグナティエフの論考から学ぶべきことは、彼の米国中心主義的偏向を解明することではなく、国際テロの脅威という現実と向かい合いつつ自由民主主義を如何に守るかという思索と実践を重ねるイグナティエフの姿勢であると考えている。

第3節 人権を巡る米国の矛盾—『米国の例外主義と人権』

米国は、1945年以来、国際人権の普及に格別の (exceptional) 指導力を発揮してきた一方で、国際的人権基準を国内に受け入れ、自国の外交政策に適合させることには抵抗を示してきた。イグナティエフは、国際人権基準に対する米国の主導性と抵抗という組み合わせこそ、米

国の人権を巡る例外主義という特徴を形作っていると主張する (M. Ignatieff, 2005: 1)。

イグナティエフは、米国の例外主義の3つの特徴を挙げ、その上で米国の例外主義を説明する4つの主要な議論を検討している。

米国の例外主義は免除主義 (exemptionalism)、二重基準 (double standard)、法的孤立主義 (legal isolationism) という3つの特徴を有している。

第一の特徴である免除主義とは、米国は自国民や自国の慣習が多数国間協定や制度の適用を免れる限り、それらの協定・制度を支持する姿勢を指す。この免除主義は人権条約の交渉、署名の際に留保を付す慣習という形を取る。また、国際人権条約の批准を拒否したり、批准を遅延させるという形を取ることもある (M. Ignatieff, 2005: 4-7)。

第二の特徴である二重基準とは米国が自国の行動に対する判断基準と他国に対する判断基準が異なっていること、及び米国の友好国と判断する基準と敵国とみなされた国々を判断する基準が異なっていることを示す。その例としてイグナティエフは、米国がイラン、北朝鮮の人権侵害を非難する一方でイスラエルやエジプト、モロッコ、ウズベキスタンにおける人権侵害を容認していることを取り上げ、その結果、米国が9・11以降あらゆる形態のテロリズムに対する世界規模での戦争を宣言した時、米国の政策は二重基準であるという批判を浴びることになったと述べている (M. Ignatieff, 2005: 8)。

第三の特徴である法的孤立主義とは、米国の裁判所が他の自由民主主義国家の判例を援用することを拒絶する姿勢のことである。この法的孤立主義は米国内の法解釈を安定的、継続的、

正統的に維持するために海外の判例や法源を無差別、無原則に導入することを警戒する米国の司法当局の知的伝統に加え、米国以外の法的動向を自由主義的過ぎると警戒する米国の主流的価値観が生み出している。イグナティエフは、この米国の主流的価値観は1960年代以降の保守主義が生み出したものであり、この保守的な価値観を形成する言論の自由をより重視する米国の権利文化が、公共の秩序 (public order) のために個人権の制限を容認するヨーロッパや国際人権条約の権利文化との溝を深めていることを指摘する (M. Ignatieff, 2005: 8-11)。

イグナティエフは、次に、米国の例外主義の原因として米国の突出した権力を挙げる現実主義者、米国の宗教的使命感を重視する文化論者、米国の特殊な制度的要因を指摘する制度論者、そして米国の保守的、個人主義的政治文化を引き合いに出す政治論者の4つの議論を検討する。イグナティエフは、超大国である米国には国際的な秩序に従おうとする動機がないとする現実主義者の議論は米国が国際人権条約、ジュネーブ条約、国連憲章等の多数国間協定の普及において主導的役割を果たしてきたという事実を説明できないことを指摘する。文化論者は、米国にとって人権とは米国文化そのものであるだけでなく、人権という文化は米国の民主的なコミュニティと不可分なものであり、したがってその解釈は米国というコミュニティの諸機関にのみ委ねられており、その結果、米国は人権に関して国外から学ぶものはないという例外主義が生まれたとする。イグナティエフは、現実主義者と文化論者の解釈が1945年以降国際人権体制の普及において米国が主導的役割を果たした理由を説明するとしつつ、これらの議論

は米国の政策がかつて変更され、また将来変更される可能性があることを説明できないと批判する (M. Ignatieff, 2005: 11-16)。

イグナティエフは、次に制度論者の議論として米国では主要な権限が州政府に委譲されており連邦政府が独力で米国内の法律を国際基準に適合させることが困難であること、米国連邦議会上院では国際条約の批准のために3分の2の賛成が必要であるという国内的要因、及び二度の大戦経験により自国の自由民主主義体制の脆弱さを認識した西欧諸国が強制力を有する超国家的な人権体制を自国の民主主義を守る術として受け入れたのに対して米国は外国による占領や侵略によって自国の民主主義体制が脅威にさらされるという体験がないため国際条約によって自国の民主主義体制を安定化させようという動機がないという国際的制度要因を取り上げる (M. Ignatieff, 2005: 16-17)。

最後に、イグナティエフは1960年代以降主流派を占めるに至った米国内の福音主義的な保守主義の潮流が米国の対外的介入を促しているという政治的要因を取り上げ、現在の米国の例外主義は基本的に米国のリベラリズムの弱さが原因であると結論づける (M. Ignatieff, 2005: 17-20)。

その上で、イグナティエフは、人権という文化は本来他者ないし他文化と関わり、彼らの意見に耳を傾け、理性的対話を通じてより良い結論を導くという性質を持っていることを強調し、「(他者に) 耳を傾け、学ぶことを否定する理由を見つけ出す国家は、最後には敗北する」と、米国の例外主義を批判するのである (M. Ignatieff, 2005: 26)。

イグナティエフは、米国によるイラク戦争を

当初より無条件で支持したわけではない⁽⁶⁾。しかし、自分が精神的に帰属すると感じる国の政策に対して、イグナティエフはやがて自らの思想的信条に基づいて明確な態度表明を行った。日本の我々が学ぶべきは、このイグナティエフの知的誠実さと精神的自立性に基づく道徳的勇氣である。

第4章 現代日本の課題

1966年当時、永井陽之助は「現在の革新陣営における基本的ディレンマは、日本国民のなかにある『戦争に巻き込まれたくない』という孤立主義ムードと、自己の犠牲や努力で自国を防衛することをいとうムードとの間にある矛盾をついに解決していないことである」と指摘し、この平和ムードが今後の革新陣営の足枷になるであろうと予測している (永井陽之助, 1967: 122-123)。90年代以降、戦争体験者の減少に伴い孤立主義ムードは次第に解消されていったが、後者 (自主防衛努力に対するアレルギー) に対する解決策を明示できなかったことが90年代以降の革新陣営の凋落の原因の一つとなったことを考えると、60年代における永井の予測は正しかったと言えるであろう。

2003年12月に決定されたイラクへの自衛隊派遣の決定は、イグナティエフが指摘するように日本国民と政治指導者に対して「苦痛にみちた選択」を強いた (M・イグナティエフ, 2003: vii)。米国によるイラク戦争とそれに伴う米国からの自衛隊派遣の要請は、日本の国民と政治指導者に対して日米安保体制と両国が共有する価値とされる自由民主主義のために国民的犠牲を払う必要があることを認識させたのである。その結果、日本では戦後初めて現実的な外交政

策を公に議論し実行し得る環境が整い始めている。

ところが、趨勢としては望ましい自立意識の高まりにも大きな問題が含まれている。

永井は、1980年代初め、日本の防衛論争を説明するために「福祉⇔軍事」「同盟、安全⇔自立、独立」の2つの国家目標の対立軸からなる座標軸を提示した（永井陽之助、1985: 18）。

その上で、永井は防衛論に関する立場を以下の4グループに分類する。

A（政治的リアリスト）：福祉を軍事より優先させるために安保体制を選択する立場で吉田茂元首相などに代表される。

B（軍事的リアリスト）：日米安保は重視するが、同時に自衛力の強化も自前で図るべきと主張する人々で、中曽根元首相などの立場。

C（日本的ゴースト）：国家の自立を優先し、あくまでも自力で日本の安全保障を確保しようとする立場。

D（非武装中立論）：福祉と安全をともに追求する立場。80年代までの社会党路線。

	同盟	安全	
福祉	政治的 リアリスト	軍事的 リアリスト	軍事
	非武装 中立論	日本的 ゴースト	
	自立	独立	

手嶋龍一によると、80年代を通じて米国は一貫して日本におけるAの立場を批判し、Bの力が日本国内で高まることを期待してきた（手嶋龍一、1994: 341-344）。永井は米国が過大な期待を寄せてきたB派の中には隠れC派が少なくないこと、そして米国はこのC派の拡大を

もっとも恐れていることを指摘している（永井陽之助、1985: 22-23）。つまり、従来、B派を増やそうという圧力がD派を勢いづけさせるという理由で、対日干渉を控えていた米国は、89年の冷戦終結によって社会党（D派）への支持が失われる中で自主独立派（B派）への支持を明確にした結果、実はC派の成長を促進しているかも知れないのである。

C派の主張はB派が基本的には対米依存を容認するのに対して、自主独立路線としての一貫性があり国民に受け入れられ易いように思われる。さらに戦争体験の風化と国民レベルでのナショナルアイデンティティの追求の高まりは、C派の対外的強硬路線を支持し易い基盤を生み出している。

したがって、今後、日本が全面的対米依存でもなく、軍事主義的な自主独立路線でもない「第三の道」を確立するためには、自由民主主義という価値をナショナルアイデンティティの中に定着させるという知的営みが不可欠なのである。しかも、そのための精神的基盤は整いつつあるように思われる。NHK文化放送協会が1973年以来続けてきた「日本人の意識」調査の結果は、日本に生まれてよかったと感じている人は1973年時点の91%より2003年には95%に微増しており、自分なりに日本のために役立ちたいを考えている人も安定的に7割近くを占めていることを指摘している（NHK放送文化研究所、2005: 115-123）。さらに、同調査はこの30年間に日本では性意識、結婚観については「家」からの解放、男女の平等という方向で近代意識が進展していることを示している（NHK放送文化研究所、2005: 220）。しかし、一方で国民の権利に関する知識がここ三十年で低下してきて

いるおり（NHK放送文化研究所，2005: 115-118），無党派層の増加，選挙の有効性感覚の低下にみるように政治面での近代的価値は未完成のまま後退しており（NHK放送文化研究所，2005: 220），さらに日本を一流国である乃至他の国民に比べて優れた資質を持っていると考える国民の割合が1983年（それぞれ71%と57%）を境に減少に転じ，2003年時点で史上最低（それぞれ51%と36%）となっている（NHK放送文化研究所，2005: 115-123）ことにも留意する必要がある。

イグナティエフは，「大半の国民が投票に行かず，多くの裁判官が行政府の決定に不当にも従い，政府がその政策に対する反対者の立場に立つ公開の審査を拒否する民主主義体制の下では自由と安全の間に正しい均衡が保たれることはない」と指摘する（M. Ignatieff, 2004: 12）。日本が自由民主主義をナショナルアイデンティティの一部として定着させるためには，自由民主主義を当事者の思想，日常の思想として定着させる必要がある。

そのためには，第一に国民が自らを主権者として意識できるような政治構造改革が必要である。具体的には中央政府から地方自治体への財源および行政権限の委譲を伴った地方分権が進められなければならない。民営化もさらに進められるべきであるが，その際，民が公益を担う民間公益部門の拡充により，民営化が単に政府から民間営利部門への業務委譲とならない制度を作り出すことが必要である。具体的には税制改革による寄付金制度の拡大を通じた民間公益部門の財政基盤の拡充が望まれる。

第二に求められることは，戦争責任を清算し，中国，韓国との関係改善を図り，北東アジ

ア地域安全保障体制の確立に向けて努力することである。仲正昌樹は日本における反核・平和運動が長崎，広島市民を含む日本国民は被害者であることのみを強調してきたことに対して，80年代以降アジア諸国に対する加害者責任を認めない日本の姿勢を批判する声が韓国や中国などで高まったこと，その結果，日本の反核・平和運動も「自国民が受けた被害」から，「周辺諸国に与えた被害」へと焦点をシフトさせたことを指摘している（仲正正樹，2005: 56）。井上達夫は，竹内好の提示した二重戦争観に対して，日本は拡大していく一つの不正な侵略戦争を戦ったのであり，日本はアジアと欧米諸国連合の双方に対して戦争責任を負うが，アジアには日本に対する戦争責任を問えないのに対して，欧米に対しては日本側からも戦争責任を追及できるとするが，妥当な主張であろう（井上達夫，2003: 29）。つまり，アジアの人々に対する戦争責任を認めた上で，積極的な平和実現への自主的な取り組みを進めることが日本にとって望ましい「第三の道」なのである。本年（2005年）の長崎平和宣言⁸⁾は「朝鮮半島の非核化」と「日本の非核三原則」を結び付けることによって北東アジアの非核兵器地帯化の道を提唱することを日本政府に求めているが，同提言は，論者の主張する「第三の道」路線と合致する。

そして，第三に求められることが日本のナショナルアイデンティティとしての自由民主主義はどのようなものであるべきか，国際的な対話を通じて明確化していくことである。イグナティエフは，米国が自由民主主義と人権を国際的に普及させることを国家理念に掲げる一方で，国際的な人権基準に従うことを拒否する例外主義をとっていることを指摘し，そのような

例外主義が米国に対する国際的な信頼を損なっていると批判しているが、日本が北東アジア地域において信頼される自由民主主義国家に脱皮するためには、侵略戦争を戦った「日本の近代」への反省に基づいて日本の近現代史を再構成するという知的作業が必要であろう。そして、そのような作業は、当然、被侵略国の関係者との対話に基づいて進められなければならない。

米国によるイラク戦争を支持したイグナティエフの立場を米国中心主義として批判することは容易である。しかし、40年前、ベトナム戦争を巡って米国を批判する日本の新聞に対して、永井が「自国の新聞広告に、同盟国の反戦広告を載せてくれるくらい寛大な国に対して、口先だけの批判をすることに、どれだけの勇気がいるだろうか」（永井陽之助、1966: 76）と正当にも批判したように、米国の自由民主主義を当事者として生きるイグナティエフを日本の知識人が第三者的に批判することに、いかなる意義があるのだろうか。論者は、イラク戦争を巡るイグナティエフの実践と思索から学ぶべきことは、日本人が自由民主主義を当事者として生きるとはどういう事なのかを真摯に反省することの必要性であると考えている。

〔投稿受理日2005. 9. 30／掲載決定日2005. 11. 24〕

注

- (1) イグナティエフは、『『国富論』におけるニーズと正義』において「公民的理念が究極的には、生産的労働を奴隷に委ねるという不名誉と不正義に依存するもの」であり、「(商業社会では)人々が財産や市民権の上でどれほど不平等であっても、基本的ニーズを満たす手段を入手する点で彼らは平等であり得た。これらの一連の選択において、ミスが公民的徳よりも厳密な正義を選び、能動的自由よりも受動的自由を選んだことは明らかである」(M. Ignatieff, 1983: 44)と書いている。
- (2) 9・11以前のマイケル・イグナティエフの経歴と論考については、拙著『人権をひらく—チャールズ・テイラーとの対話』(藤原書店、2005年4月)を参照。
- (3) スキデルスキーは、ケインズ伝の作者として知られる政治経済学者、哲学者(R. Skidelsky, 1992)。
- (4) イグナティエフは、民主主義とは単なる多数者による支配ではなく、個人に対する本質的な尊重に基づく道徳的なものであり、個人は生まれながらに尊厳を有し、人は人間であるという理由だけで尊重され、その尊重が自由を保障する権利という形式で表現される制度なのであると考える(M. Ignatieff, 2004: 5)。
- (5) 当時のミッチェル・パーマー司法長官が1919年11月より1920年1月までに5000名の外国人を拘束し、その多くを国外追放した事件。イグナティエフによると、この事件は5つの特殊な要因を伴っていた。第一に国際的な革命運動、第二に国内のテロ活動、第三に外国人の政治組織、第四に戦後の高失業率と経済不安、第五に戦時における市民的自由の制限体験である(M. Ignatieff, 2004: 55-58)。
- (6) イグナティエフは、「イラク戦争については、封じ込め(containment)が無効であったのかどうか明らかではない」「これは本当に難しい問題だ」と告白している。George Packer, Dec., 8, 2002, "The Liberal Quandary Over Iraq", the New York Times Magazine.
- (7) 日本はアジアに対する侵略戦争と欧米連合諸国に対する帝国主義戦争という、事実上一体だが論理上は区別すべき二つの側面をもつ戦争を戦ったのであり、日本は前者については戦争責任を負うが、後者については、帝国主義によって帝国主義を裁くことはできないから責任はないとする考え方(井上達夫, 2003: 26)。
- (8) 2005年度長崎平和宣言全文は以下のURL http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/abm/heiwawasengen/sengen_j.htm (2005年9月12日付)を参照。

参考文献リスト

- 井上達夫, 2003年『普遍の再生』岩波書店
- NHK 放送文化研究所, 2005年『現代日本人の意識構造 (第六版)』日本放送協会
- 永井陽之助, 1967年『平和の代償』中央公論社
- 永井陽之助, 1985年『現代と戦略』文藝春秋社
- 小熊英二, 2003年『民主と愛国』新曜社
- 小熊英二, 2004年『〈癒し〉のナショナリズム』慶応義塾大学出版会
- 手嶋龍一, 1994年『ニッポン FSX を撃て』新潮文庫
- 仲正昌樹, 2005年『日本とドイツ 二つの戦後思想』光文社新書
- 吉田裕, 2005年『日本人の戦争観』岩波現代文庫
- マイケル・イグナティエフ, 2002年「国家への祈りを伝承する人たち」『外交フォーラム』8月号, No.169, 都市出版社 (GRANTIA 誌77号 *What we think of America* への寄稿論文の和訳)
- 古矢旬, 2004年『アメリカ 過去と現在の間』岩波新書
- Michael Ignatieff, 1983, Needs and Justice in the “Wealth of Nations” in *Wealth and Virtues : The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, eds Istvan Hont and Michael Ignatieff, Cambridge University Press
- Michael Ignatieff, 1984, *Needs of Strangers*, Viking Penguin Inc. (マイケル・イグナティエフ, 添谷育志・金田耕一訳, 1999年『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』風行社)
- Michael Ignatieff, 1998, *A Life ISAIHAH BERLIN*, Vintage
- Michael Ignatieff, *Virtual War*, 2001, Metropolitan Books (マイケル・イグナティエフ, 添谷育志・高橋和・中山俊宏訳, 2003年『ヴァーチャル・ウォー』風行社)
- Michael Ignatieff, 2004, *Lesser Evil*, Princeton University Press
- Michael Ignatieff, 2005, *American exceptionalism and human rights*, Princeton University Press
- Robert Skidelsky, 1992, *John Maynard Keynes*, 2nd vols, Macmillan